

○愛媛県告示第917号

愛媛県建設工事請負業者選定要領（昭和39年7月愛媛県告示第607号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県建設工事請負業者選定要領様式第1号の規定は、令和7年度以降の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請について適用し、令和6年度の格付けに係る建設工事入札参加資格審査申請については、なお従前の例による。

令和6年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4)</u> 省略</p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び<u>第6号</u>に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。</p>	<p>（建設工事入札参加資格審査申請書等）</p> <p>第4条 前条第1項の申請書は、次に掲げる書類を添付し、随時、知事に提出することができる。ただし、別に定める期間内に提出するよう努めるものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p><u>(4) 主要取引金融機関の取引証明書</u></p> <p><u>(5)</u> 省略</p> <p><u>(6)</u> 省略</p> <p><u>(7)</u> 省略</p> <p>2～4 省略</p> <p>5 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第1項第1号及び<u>第7号</u>に掲げる書類並びに第2項の建設業許可申請書の写し（知事又は大臣の許可証明を添付したもの）を添付しなければならない。</p>

様式第1号を次のように改める。